

## 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する 課題の整理及び制度改正に係る論点について（たたき台）

令和 2 年 9 月 2 8 日

### 1. 基本方針

- 放送番組のインターネットでの同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上や、コンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から非常に重要な取組である。
- このため、諸外国の制度等も十分に踏まえつつ、放送と同等の権利処理を可能とする制度改正等を目指し、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、制度・運用の両面から総合的に対応を検討していく必要がある。
- 検討に当たっては、何よりもまず国民から見た利便性を第一としつつ、「一元的な権利処理の推進」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り、国民・放送事業者・権利者の全てにとって利益となるような措置を迅速に講じていくこととする。

### 2. 課題の整理（案）

- 総務省の「放送コンテンツの同時配信等における権利処理円滑化に関する放送事業者の要望 取りまとめ」（第 1 回 WT 資料 4-1 及び 4-2。以下「要望まとめ」という。）においては、同時配信等を放送と同等に扱い一括した権利処理を実現する観点から、「1. 制度的課題について検討が必要な事項」として、①放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用、②借用素材の権利処理の円滑化、③商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応、④リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減、⑤楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理の 5 点が挙げられている。また、別途、「2. 裁定制度について」として、法改正等を要する要望が挙げられている。
- これらの中には、性質の異なる様々な課題が混在しているところ、それぞれの課題について実効的な解決策を迅速に講ずるため、各課題を「著作権制度の改正により対応すべき事項」と「主として運用面での対応により同時配信等の円滑化を進めるべき事項」の 2 つに分類・整理することとした。第 2 回 WT における権利者団体からのヒアリング結果や、これまでの WT における議論等を踏まえると、以下のように分類・整理することが考えられるのではないか。

### 【著作権制度の改正により対応すべき事項】

- (1) 現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大（要望まとめ1．①関係）
- (2) 借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化（要望まとめ1．②③関係）
- (3) レコード・レコード実演の利用円滑化（要望まとめ1．③関係）
- (4) リピート放送の同時配信等における映像実演の利用円滑化（要望まとめ1．④関係）
- (5) 裁定制度の改善（要望まとめ2．関係）

### 【主として運用面での対応により同時配信等の円滑化を進めるべき事項】

- (6) 借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送と同時配信等の利用許諾のワンストップ化・簡素化（要望まとめ1．②③関係）  
(※) 多くの権利者団体から一括許諾等について前向きな意向が示されている。
- (7) 音楽著作権に係る支分権管理・権利処理の在り方（要望まとめ1．⑤関係）  
(※) 権利者団体から現実的な処理方法を協議する場を設ける提案もされている。

## 3. 今後の検討の進め方（案）

- 「著作権制度の改正により対応すべき事項」（上記（1）～（5））については、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、令和3年通常国会での法案成立を目指す必要があることから、優先的かつ集中的に検討を進めることとする。
- 「主として運用面での対応により同時配信等の円滑化を進めるべき事項」（上記（6）及び（7））については、早急に当事者間での対応を進めるよう促すとともに、別途、総務省の「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」でも関係者からのヒアリングなどが進められていることから、その状況や、「著作権制度の改正により対応すべき事項」についての検討状況等を踏まえながら、改めて必要な対応を検討することとする。その際、要望まとめで「必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながる事項」とされた課題（⑥外国曲のシンクロ権に係る包括処理の推進、⑦著作権法上の課題ではないが商慣習上必要となる様々な権利処理の円滑化、⑧全体的な権利処理の作業負担の軽減）についても併せて検討することが想定される。

- いずれにしても、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に向け、様々な課題の総合的解決を図ることが重要であることから、制度・運用の両面から実効的かつ合理的な対応について早急に検討を進めていくこととする。

#### 4. 制度改正に係る論点（案）

##### 【総論（対象とするサービスの範囲）】

制度改正によって利用円滑化を図るべきサービスの範囲をどのように考えるか。

- (※) 具体的な対象サービスの範囲については、全ての制度改正事項について一律に取り扱うべきものではなく、各事項・規定ごとに対応を検討していく必要がある。このため、個々の論点・規定によって対象となるサービスが異なる可能性もある。

##### <検討に当たっての視点>

- (ア) 利用者による視聴機会の拡大・利便性向上に資するか
- (イ) 放送に準じた公益性を有するものと評価できるか
- (ウ) 権利者の利益にどのような影響を与えるか（ライセンス市場への影響を含む。）
- (エ) その他のインターネット送信等の取扱いとのバランスを失しないか

##### <対象サービスの範囲を画する要素>

###### ① 配信のタイミングや期間

- ・ 同時配信、追っかけ配信（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の見逃し配信を検討対象とするということが良いか。
- ・ その場合、見逃し配信の期間を放送事業者からの要望に基づき1か月とすることについて、どのように考えるか。
- ・ 追っかけ配信及び見逃し配信については、放送番組をリアルタイムで視聴するものではなく、放送及び同時配信とは一定の差異を有するサービスであるところ、多くの権利者団体から制度改正等の対象に含めることに慎重な意見が示されていることも踏まえつつ、個々の論点・規定ごとに丁寧に取扱いを検討する必要があるのではないか。

###### ② 放送対象地域との関係

- ・ 放送対象地域に関わらず、同時配信等を可能とするということが良いか。

### ③ 放送で流す番組との差異

- ・同時配信等に当たっての番組の内容変更は、権利処理未了のために生じるフタかぶせなど、必要最小限の変更のみを認めるということで良いか。
- ・CMは、番組自体の内容とは独立したものであり、同時配信等に当たってCMの差替えを行うことに特段の問題はないということで良いか。

### ④ 配信形態

- ・ストリーミング形式での同時配信等（ダウンロードはできず、放送事業者側が配信している期間中のみ視聴可能）を対象とするということで良いか。

### ⑤ 実施主体

- ・放送事業者が主体的に実施していると評価できるサービスを対象にする（配信プラットフォームが自前のものであるか否かは問わない）ということで良いか。
- ・どのようなメルクマールによって、主体的に実施しているか否かを判断するか。

### ⑥ 対価の徴収の有無

- ・視聴者から同時配信等に係る対価を徴収しない無料配信サービスを対象とするということで良いか。

### ⑦ ラジオや衛星放送・有線放送等の取扱い

- ・ラジオや衛星放送・有線放送等についても権利処理円滑化に係るニーズ・要望があることが確認されているところ、それらのサービスについて、(ア)～(エ)の視点から地上波テレビ放送と取扱いを異にするような事情が認められるか（例えば、ライセンス契約の実態や、番組の内容・構成、視聴に当たっての対価徴収の有無等）。
- ・権利者団体から、「基幹放送事業者（放送法2条23号）が行う無料テレビ放送」に限定すべき（ラジオ・一般衛星放送・有線放送が除外される）との意見も示されているが、どのように考えるか。

## 【各論（各課題ごとの対応）】

### (1) 現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大（要望まとめ1. ①関係）

以下のように対象サービスの範囲等を定めることについて、どのように考えるか。

### ① 第34条第1項（学校教育番組の放送等）

- ・ 現行規定上、学校向けの放送番組に用いられる著作物について、放送で流すことはできる（第2項に基づき補償金の支払いが必要）が、同時配信等で流すことはできない。
- ・ 本規定は、学校教育番組での利用という特に公益性の高い場面について定めるものであり、権利者団体から個別に適用拡大に反対する意見も示されていないことから、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を対象に含めるということで良いか。

### ② 第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）

- ・ 現行規定上、非営利・無料で行う場合又は通常の家庭用受信装置を用いる場合には、様々な場所で、放送を見せることはできるが、同時配信等を見せることはできない。  
（※）放送番組を制作する場面において働く規定ではないが、同時配信等の普及・定着に当たって、本規定の取扱いが一定の影響を与え得るものと考えられる。
- ・ 本規定については、一部の権利者団体から適用拡大に反対する意見や現行規定自体の見直しを求める意見が示されているが、どのように考えるか。少なくとも「同時配信」については、（ア）適用拡大に理解を示している権利者団体も多いこと、（イ）あくまで放送をリアルタイムで配信するものであり、公の伝達の場面では放送の代替として同時配信が伝達されるにすぎず、権利者に深刻な不利益を与えるものとは必ずしも認められないことから、まずは、「同時配信」を対象に含めることについて検討してはどうか。
- ・ その上で、同時配信以外の取扱いを含めた本規定の在り方全体については、今回の議論とは切り離して、別途、関係者を交えて丁寧に検討を行うこととしてはどうか。

### ③ 第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）

- ・ 現行規定上、新聞や雑誌に掲載された時事問題に関する論説について、放送で流すことはできるが、同時配信等で流すことはできない。
- ・ 本規定は、時事問題に関する論説を広く国民に伝達するという特に公益性の高い場面について定めるものであり、権利者団体から個別に適用拡大に反対する意見も出されていないことから、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を対象に含めるということで良いか。  
（※）権利者団体からは、本規定に関する団体としての解釈（各種メディアが「報道的な態様」において利用する場合にのみ許容されている。ここでいう「論説」とは原則的には新聞の論評記事のなかでも特に「社説」を指すものである）やただし書（利用を禁止する旨の表示がある場合は、権利制限が適用されない）が付いていることを汲み取った上での検討が求められている。当然ながら、今回の見直しによって本規定の他の要件の解釈やただし書の存在に影響が及ぶものではない。

#### ④ 第40条第2項（国会等での演説等の利用）

- ・ 現行規定上、国会等での演説等について、放送で流すことはできるが、同時配信等で流すことはできない。
- ・ 本規定は、国会等の公開の場で行われた演説等を広く国民に伝達するという特に公益性の高い場面について定めるものであり、演説等を行う者が同時配信等を拒むことも想定しがたいことから、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を対象に含めるということで良いか。

#### ⑤ 第44条（放送事業者等による一時的固定） ※第102条により著作隣接権に準用

- ・ 現行規定上、放送事業者等は、自己の放送のために、フィルムやテープ等に一時的に著作物等を固定することができるが、同時配信等のために固定することはできない。
- ・ 同時配信等を行うためには、基本的に、その前提として多様かつ大量の著作物等を記録媒体に固定する必要があるところ、上記①③④のような権利制限規定に基づき同時配信等を行う場合を含め、固定（複製）についての許諾を円滑に得ることは困難であると考えられることから、本規定については、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を対象に含めるべきではないか。
- ・ その際、一部の権利者団体から、既に包括的な許諾契約により円滑な利用が可能となっているとの意見も示されているところ、ライセンス市場との関係をどのように考えるか。

#### ⑥ 第93条（放送のための固定）

- ・ 現行規定上、放送事業者等は、放送のために、フィルムやテープ等に実演を固定することができるが、同時配信等のために固定することはできない。
- ・ 本規定については、上記⑤と同様に、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を対象に含めるべきではないか。

（※）第94条（放送のための固定物等による放送）については、下記（4）に記載。

### （2）借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化（要望まとめ1．②③関係）

- 借用素材を含む著作物及び映像実演については、放送での利用の許諾を得るに当たって権利者と交渉する機会があるところ、その際に併せて同時配信等での利用についても交渉を行うことが可能であり、現行制度の在り方が同時配信等を特に困難にしているという事情は認められない。

(※) 借用素材を含む著作物に係る「著作権」については、著作権法上、放送と配信が一体化した「公衆送信権」という大括りの権利として設定されており、「放送権」や「自動公衆送信権」といった権利の細分化はされていない。また、「公衆送信権」や映像実演に係る権利は許諾権であるため、放送事業者は、放送でのみ利用するか、放送と同時配信等の両方で利用するかにかかわらず、権利者の許諾を得る必要がある。

○ その上で、借用素材を含む著作物及び映像実演について、放送はできるが同時配信等ができないという事態が生じる場合としては、大きく、(ア) 当事者間での交渉の結果、放送でのみ利用可能という条件で契約を行うこととなった場合（権利者が同時配信等を認めていないことが明らかである場合）と、(イ) 契約の際に同時配信等の可否を明示的に確認できていなかった場合（権利者の意向が明らかでない場合）が想定される。

○ この点、(ア) のような場合に、許諾契約における権利者の明示の意思に反して同時配信等を強制的に実施できるようにする制度改正を行うことは、著作権制度の本質に鑑み、権利者の理解を得られず困難であると考えられる。

○ 他方、(イ) のような場合については、権利者の利益を不当に害しないことを前提に、円滑な利用を可能とするための措置を講ずることが考えられるのではないか。権利者からのヒアリングでも、放送を許諾しつつ同時配信を許諾しないということは基本的に考えづらいという意見が多かったところ、具体的な措置として、例えば、「放送及び同時配信に係る許諾権原を有する者が、放送の許諾を行うに当たり同時配信等を許諾しない旨の意思表示をしていない場合には、同時配信等の許諾も行ったものと推定する（又はみなす）規定を設けること」について、どのように考えるか。

○ そのような措置を講ずることが権利者の利益にどのような影響を与えるか。権利者団体からは、不利な条件での契約を強いられることへの懸念が示されていたが、その払拭のためにどのような対応が考えられるか。

○ 権利者からのヒアリングでは、「同時配信」と「追っかけ配信・見逃し配信」の相違を強く意識した意見も多かったところ、権利者の通常の意味という観点から、「追っかけ配信・見逃し配信」についても、推定の対象に含めることが可能か。

(※) (ア) 権利者が「放送」に係る権利を自己管理し、「同時配信等」に係る権利を著作権等管理事業者に管理委託している場合には、当該権利者（同時配信等の許諾権原なし）による「放送」の許諾によって「同時配信等」に係る許諾の推定がされることはないものと考えられる（いずれにせよ著作権等管理事業者から「同時配信等」に係る許諾が得られることとなる）。また、(イ) 著作権等管理事業者が「放送」と「同時配信等」を別々の区分で管理している場合や、(ウ) 著作権等管理事業者が「放送」のみ管理している場合（「同時配信等」は権利者が自己管理している場合）には、著作権等管理事業者による「放送」の許諾によって「同時配信等」に係る許諾の推定がされることはないものと考えられる。

(※) なお、推定規定については、反対の事実（権利者が同時配信等を許諾していなかったこと）を証明することで推定を覆すことが可能である。例えば、その権利者が過去の同様の契約交渉において同時配信等を明確に拒否する意思表示をしていたことや、許諾に際して支払われた対価の水準なども考慮要素となり得るものと考えられる。

### (3) レコード・レコード実演の利用円滑化（要望まとめ1. ③関係）

- 放送（報酬請求権）と同時配信等（許諾権）の制度上の差異に起因して同時配信等での利用が困難となるという課題を解決するため、円滑に許諾を得ることができない、いわゆる「アウトサイダー」が権利を有するレコード・レコード実演に関して、補償金付き権利制限規定を創設することとしてはどうか。
- 権利者団体からは「同時配信」と「追っかけ配信・見逃し配信」を明確に区分すべき（後者は慎重に検討すべき）という意見も示されている一方で、放送事業者からは見逃し配信を含めた柔軟な対応が求められているところ、どこまでのサービスを対象に含めるべきか。
- 制度改正により利用円滑化を図るべき「アウトサイダー」の定義・範囲を具体的にどのように考えるか（集中管理の有無、権利情報データベースへの登録、外国原盤の取扱いなど）。

(※) 定義・範囲が整理された後、それを的確に表現する用語も検討する必要

- 補償金付き権利制限規定を創設することとした場合、補償金についてどのような運用スキームとするか。

(※) 補償金のスキームに関して、放送事業者からは、放送二次使用料と同様の円滑な権利処理スキーム（指定団体制など）とすることを求める意見があった。他方、権利者団体からは、同時配信等について集中管理へ誘導する観点から指定団体制は不要であるとの意見や、仮に制度的な手当てを講じる場合にも実演家に適切な対価が支払われない事態が生じないよう十分に配慮すべきとの意見があった。

### (4) リピート放送の同時配信等における映像実演の利用円滑化（要望まとめ1. ④関係）

- 過去に制作した放送番組のリピート放送（第94条により、初回放送時の契約に別段の定めがない限り実演家の許諾は不要、報酬支払いは必要）を行うに当たり、所在不明等により円滑に許諾を得ることができない実演家が相当程度存在することが想定されることから、その同時配信等を併せて行う場合における映像実演の利用円滑化を図るための措置を講ずることとしてはどうか。具体的には、リピート放送と同様に、初回放送時の契約に別段の定めがない限り、同時配信等に係る実演家の許諾は不要としつつ、報酬の支払いを求めることとしてはどうか。



- 権利者団体からは、「同時配信」と「追っかけ配信・見逃し配信」を明確に区分すべき（後者は慎重に検討すべき）という意見も示されている一方で、放送事業者からは見逃し配信を含めた柔軟な対応が求められているところ、どこまでのサービスを対象に含めるべきか。
- 映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による集中管理等との関係をどう考えるか。
- 許諾権を制限しつつ報酬の支払いを求めることとした場合、報酬についてどのような運用スキームとするか。リピート放送と同様のスキーム（指定団体制ではなく個別請求）とすべきか、異なるスキームとすべきか。

## （５）裁定制度の改善（要望まとめ２．関係）

### ①協議不調の場合の裁定（第６８条）について

- ・ 協議不調の場合の裁定について、放送だけでなく、同時配信等に当たって協議が整わない場合にも活用できるようにしてはどうか。対象サービスとしては「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を含めるということで良いか。
- ・ 著作隣接権については、上記（３）（４）の措置により相当程度の利用円滑化が図られるところ、さらに本規定を準用する必要があるか。

### ②権利者不明の場合の裁定（第６７条）について

#### （i）補償金の事前供託免除の対象範囲の拡大

民放事業者について、権利者が現れた場合における補償金支払いの確実性を担保するための要件を設定しつつ、事前供託免除の対象に加えることとする場合、具体的にどのような要件が考えられるか。

（※）第６７条第２項では、事前供託免除の対象は「国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人」とされており、政令で指定するためには国・地方公共団体に準ずると言えるだけの実態（公共性＋補償金支払いの確実性）が求められる。

#### （ii）「相当な努力」の要件緩和

「公益社団法人著作権情報センター」（C R I C）のウェブサイトへの広告掲載（７日間）の取扱いについて、どう考えるか。特に、放送事業者から要望のあった（ア）広告掲載直後からの裁定申請を可能とすること（これにより、利用開始までの期間が１週間程度短縮できる）や、（イ）著作権等管理事業者のウェブサイトを活用することについて、権利者搜索の在り方として支障があるか否か。

### (iii) 申請手続の電子化

可能なところから、すみやかに電子化を進めることとしてはどうか。

(※) なお、手数料納付の電子化については、文部科学省には整備されていない電子決済システム等の構築が必要となるところ、政府全体における行政手続の電子化の動向を踏まえながら対応を進める必要がある。

(以上)